

## 建設工事入札に係る最低制限価格の算出方法の変更について

児玉郡市広域市町村圏組合では、平成26年5月7日以降に入札を行う工事から、最低制限価格の算出方法を変更します。

最低制限価格は、これまで直接工事費×95% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×80% + 一般管理費×30%で算定していましたが、変更後は、一般管理費に乘じる率を55%に改めます。

＜中央公契連モデル（平成25年5月16日付け）準拠＞

最低制限価格算出の基礎項目	変更後
直接工事費の額	95%
共通仮設費の額	90%
現場管理費の額	80%
一般管理費の額	55%

※上記の方法により算出した額が、設計金額の70%を下回る場合は70%の額、90%を上回る場合は90%の額となります。